

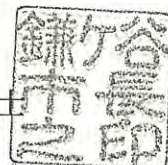


鎌幼保第1411号

平成28年2月4日

鎌ヶ谷市子ども・子育て会議会長 様

鎌ヶ谷市長 清水 聖士



諮問書

鎌ヶ谷市子ども・子育て会議条例第2条の規定に基づき、次の事項について諮問します。

記

諮問事項

- 1 家庭的保育事業等に係る認可について
- 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る確認について

平成27年度第1回 鎌ヶ谷市子ども・子育て会議次第

日時：平成28年2月4日（木）

午前10時～

場所：第1・2委員会室

1 開 会

2 会長・副会長の選任について

3 鎌ヶ谷市子ども・子育て支援事業計画のポイント

4 議 題

- (1) 家庭的保育事業等に係る認可について【諮問事項】
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る確認について【諮問事項】

5 報告事項

- (1) 平成27年度の主な事業の進捗状況について
- (2) 平成27年度その他の子育て支援の取組状況について
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の点検・評価方法について

6 その他

- (1) 子育て支援全般に係る質疑応答
- (2) その他

7 閉 会

配布資料一覧

《会議資料》

資料1 鎌ヶ谷市子ども・子育て会議委員名簿

資料2 家庭的保育事業等に係る認可について

資料3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る確認について

資料4-1 平成27年度 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況
(幼児期における教育・保育(子どものための教育・保育給付))

資料4-2 平成27年度 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況
(利用者支援事業 他12事業)

資料5-1 鎌ヶ谷市子育て支援PR事業の概要

資料5-2 児童センター等設備環境改善事業について

資料5-3 保育園 地域子育て支援拡充事業について

資料6 子ども・子育て支援事業計画の点検・評価方法について

《参考資料》

参考資料1 児童福祉法(抜粋)

参考資料2 鎌ヶ谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

参考資料3 子ども・子育て支援法(抜粋)

参考資料4 鎌ヶ谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例

【鎌ヶ谷市子ども・子育て会議 委員名簿】

任期 平成 27 年 9 月 1 日～平成 29 年 8 月 31 日

区 分	氏名等（敬称略）
学識経験者	3 師会 (医師会、歯科医師会、薬剤師会) の代表者 鎌ヶ谷市医師会 学校保健担当理事 引田 満
	大学教授等 聖徳大学社会福祉学科 教授 西 智子
教育関係者	小中学校校長の代表者 鎌ヶ谷市小中学校校長会 鎌ヶ谷小学校校長 松岡 康太郎
関係団体の推薦を受けた者	社会福祉協議会の代表者 鎌ヶ谷市社会福祉協議会 副会長 山本 幸子
	主任児童委員の代表者 鎌ヶ谷市民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会長 加郷 由里子
	保健推進員の代表者 鎌ヶ谷市保健推進員協議会 副会長 甲斐 貴子
	子育て支援団体の代表者 特定非営利活動法人きらら 理事長 松村 幸江
	自治会連合協議会の代表者 鎌ヶ谷市自治会連合協議会 理事会計 矢作 政子
	商工会の代表者 鎌ヶ谷市商工会 副会長 北尾 法之
	勤労者の代表者 社会福祉法人創誠会 おおぞら保育園 主任代理 高橋 良子
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	私立幼稚園の代表者 鎌ヶ谷市私立幼稚園協議会 鎌ヶ谷ふじ幼稚園 園長 皆川 清子
	私立保育園の代表者 社会福祉法人 じろう会 鎌ヶ谷ピコレール保育園 園長 大森 創
市民公募委員	中学校就学前の子どもの保護者 大西 満
	賀川 陽子
	加羽沢 こずえ

家庭的保育事業等に係る認可について

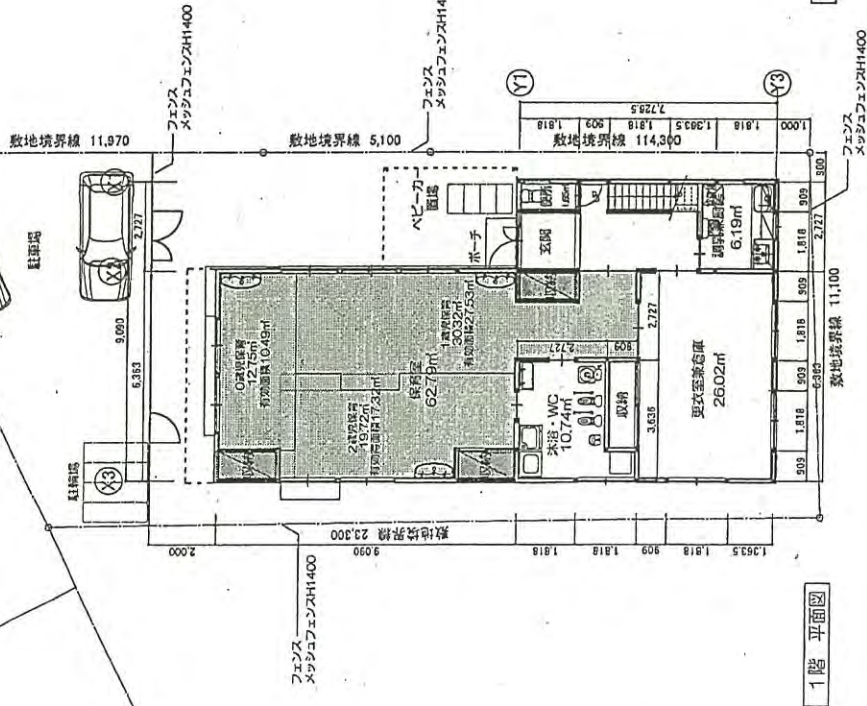
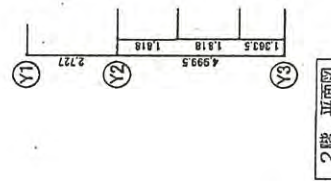
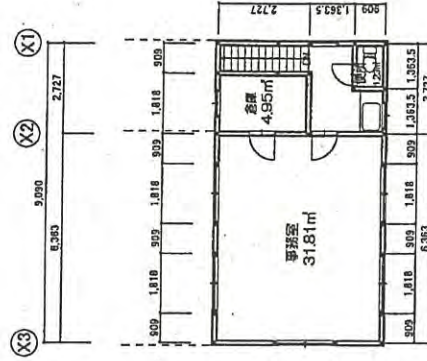
施設の基準			認可小規模保育事業																															
類型	保育所(参考) (※は県独自基準)	小規模保育事業 A型	(仮称)くるみ園																															
			類型	小規模保育事業A型																														
			運営主体	社会福祉法人輝																														
			所在地	道野辺本町1-4-34																														
対象年齢等	0～5歳児	0～2歳児(原則)	0～2歳児																															
定員	20人以上	6～19人	19人																															
連携施設	不要	要	ふじのご保育園、ふじ幼稚園																															
調理方式	事業所内	事業所内	事業所内																															
連携施設等からの搬入		可																																
設備・面積																																		
保育室	1.98㎡/人	1.98㎡/人	基準適否	適 2.1㎡/人																														
乳児室	3.3㎡/人(※)	3.3㎡/人	基準適否	適 3.4㎡/人																														
ほふく室	3.3㎡/人	3.3㎡/人	基準適否	適 3.4㎡/人																														
屋外遊戯場・庭 (2歳以上)	3.3㎡/人 (代替地可)	3.3㎡/人 (代替地可)	基準適否	適 249.9㎡/人 代替地:道野辺本町公園(2,359.8㎡/8人)																														
調理設備・調理室	調理室	調理設備	基準適否	適 調理設備有り																														
医務室	要	不要	無																															
耐火基準等 (2階建以上)	耐火又は準耐火建築物 避難経路確保等 延焼防止等 転落防止設備等	耐火又は準耐火建築物 避難経路確保等 延焼防止等 転落防止設備等	1階部分で実施のため非該当																															
職員																																		
保育従事者の資格	保育士	保育士	基準適否	適 保育士																														
人員配置	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児30:1 (全体で2人以上)	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 に1人を加えた数 (全体で2人以上)	基準適否	適 <table border="1"> <thead> <tr> <th>クラス</th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>付加</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員</td> <td>3人</td> <td>8人</td> <td>8人</td> <td></td> <td>19人</td> </tr> <tr> <td>配置基準</td> <td>3:1</td> <td>6:1</td> <td>6:1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要保育従事者数</td> <td>1人</td> <td>1.3人</td> <td>1.3人</td> <td>1人</td> <td>4.6人</td> </tr> <tr> <td>配置数</td> <td colspan="4">常勤4人、非常勤5人(1.8人)※</td> <td>5.8人</td> </tr> </tbody> </table> ※()は、常勤配置に換算した数値	クラス	0歳	1歳	2歳	付加	計	定員	3人	8人	8人		19人	配置基準	3:1	6:1	6:1	1		必要保育従事者数	1人	1.3人	1.3人	1人	4.6人	配置数	常勤4人、非常勤5人(1.8人)※				5.8人
クラス	0歳	1歳	2歳	付加	計																													
定員	3人	8人	8人		19人																													
配置基準	3:1	6:1	6:1	1																														
必要保育従事者数	1人	1.3人	1.3人	1人	4.6人																													
配置数	常勤4人、非常勤5人(1.8人)※				5.8人																													
嘱託医	要	要	基準適否	適 嘱託医1人・嘱託歯科医1人																														
調理員	要(委託は不要)	要(委託・搬入は不要)	基準適否	適 2人(常勤1人、非常勤1人)																														
その他																																		



■最低基準面積

定員19名	必要面積	必要面積	必要面積	計画面積
0歳保育室 3.30m ² /人	3人	9.90m ²		
1歳保育室 3.30m ² /人	8人	26.40m ²	52.14m ²	62.79m ²
2歳保育室 1.98m ² /人	8人	15.84m ²		

既存1階 床面積 70.23m²
 既存2階 床面積 45.44m²
 合計 床面積 115.67m² (34.99坪)
 保育室面積 62.79m²
 増築計画床面積 57.83m² (17.49坪)
 全体合計面積 173.50m² (52.48坪)



図面番号	A-01
図面名	1・2階 配座図 平面図
縮尺	1/150
科目	
日付	
担当者	
検査者	

位置図



教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る確認について（平成28年4月1日開設予定）

施設区分	施設名	認可定員 (予定)	利用定員					
			計	認定の区分			3号	
				1号 3~5歳	2号 3~5歳	0歳	1・2歳	
保育所	(仮称)たかし保育園新鎌ヶ谷	90	90		54	6	30	
	保育所 計 ①	90	90		54	6	30	
小規模保育事業A型	(仮称)くるみ園	19	19			3	16	
	小規模保育事業 計 ②	19	19		0	3	16	
	既存施設の合計 ③	1,210	1,210		642	119	449	
	合計 ④=①+②+③	1,319	1,319		696	128	495	
	平成28年度計画確保策 ⑤	1,357	1,357		710	133	514	
	平成28年度計画見込量 ⑥	1,390	1,390		718	134	538	

教育・保育の量の確保策・定員（見込）

単位：人

認定区分			利用施設	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保策（当初）	3号認定【0～2歳】	0歳	保育園 認定こども園 小規模保育事業等	121	133	142	142	142
		1・2歳		455	514	563	563	563
	小計			576	647	705	705	705
2号認定【3～5歳】			保育園 認定こども園	642	710	710	710	710
合計				1,218	1,357	1,415	1,415	1,415
1号認定【3～5歳】			幼稚園 認定こども園	/	/	310	310	310
2号認定【3～5歳】				/	/	51	51	51
現行どおりの幼稚園 （私学助成）				2,990	2,990	2,590	2,590	2,590
合計				2,990	2,990	2,951	2,951	2,951



認定区分			利用施設	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保策（変更後）	3号認定【0～2歳】	0歳	保育園 認定こども園 小規模保育事業等	119	128	137	137	137
		1・2歳		449	495	544	544	544
	小計			568	623	681	681	681
2号認定【3～5歳】			保育園 認定こども園	642	696	747	747	747
合計				1,210	1,319	1,428	1,428	1,428
1号認定【3～5歳】			幼稚園 認定こども園	/	/	/	/	/
2号認定【3～5歳】				/	/	/	/	/
現行どおりの幼稚園 （私学助成）				2,990	2,990	2,990	2,990	2,990
合計				2,990	2,990	2,990	2,990	2,990

確保策を変更した理由

【27年度】

- ・あっとほーむママ・なしのこの撤退 3号認定8人減（0歳2人、1・2歳6人）

【28年度】

- ・保育所の定員120人→90人に確定したことによる定員減 2号認定14人減、3号認定16人減（0歳6人、1・2歳10人）

【29年度】

- ・認定こども園の整備から保育所の整備への切替え

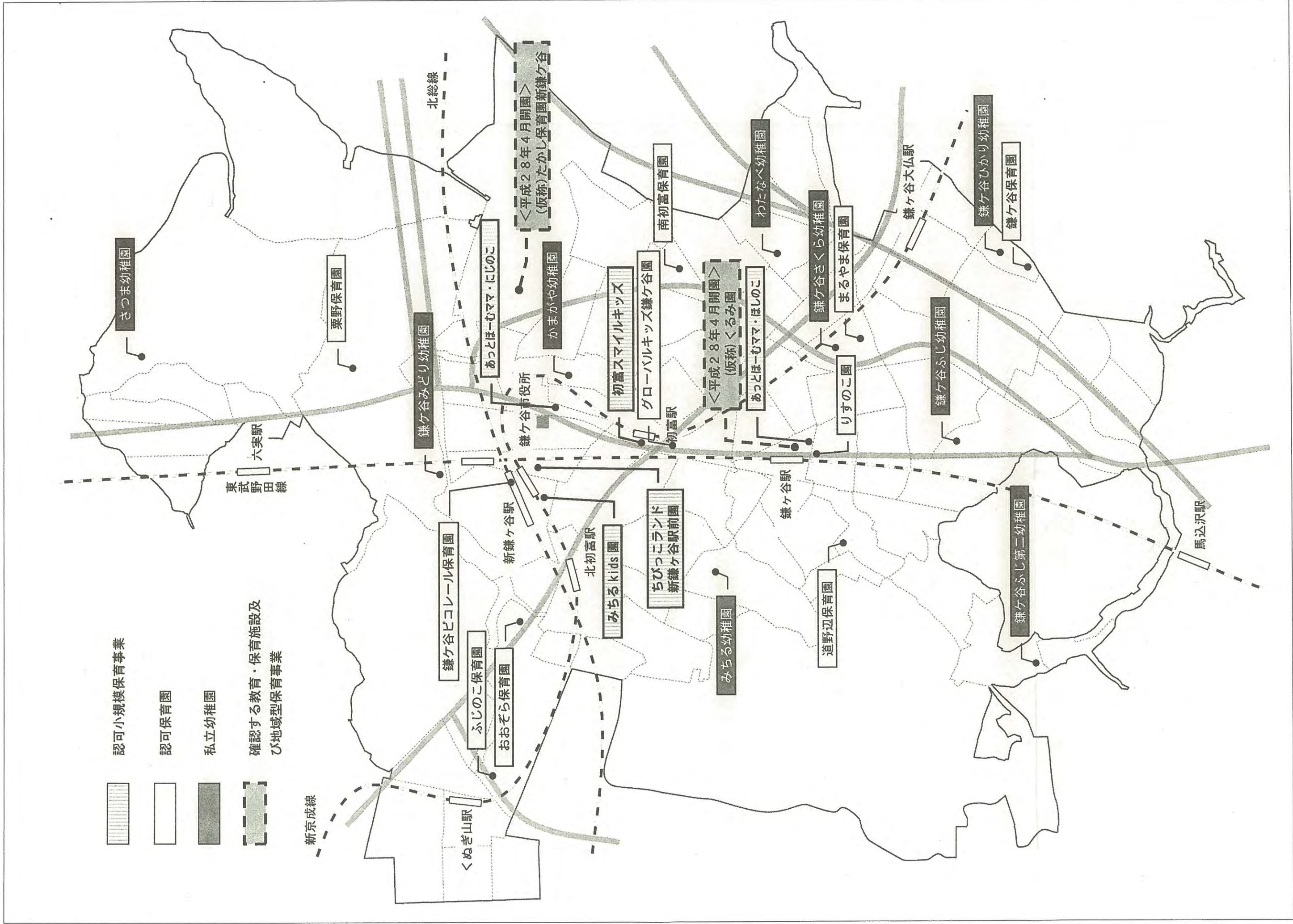
1号認定：教育標準時間認定（子どもが満3歳以上で教育を希望する場合）

2号認定：保育認定（子どもが満3歳以上で保育の必要な事由に該当し、保育所等で保育を希望する場合）

3号認定：保育認定（子どもが満3歳未満で保育の必要な事由に該当し、保育所等で保育を希望する場合）

※平成28年1月1日現在の待機児童数

117人（0歳83人、1歳23人、2歳6人、3歳4人、5歳1人）



平成27年度 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

1 幼児期における教育・保育（子どものための教育・保育給付）

(1) 教育・保育の量の見込み・確保策

(単位：人)

認定区分	利用施設	量の見込 ①					確保策 ②						
		②					①						
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
3号認定【0～2歳】	0歳		128	134	140	140	140	121	133	142	142	142	142
	1・2歳		513	538	562	562	562	455	514	563	563	563	563
小計			641	672	702	702	702	576	647	705	705	705	705
2号認定【3～5歳】	保育園 認定こども園 小規模保育事業等		728	718	696	696	696	642	710	710	710	710	710
	合計		1,369	1,390	1,398	1,398	1,398	1,218	1,357	1,415	1,415	1,415	1,415
1号認定【3～5歳】	幼稚園 認定こども園 現行どおりの幼稚園 (私学助成)		1,509	1,487	1,443	1,394	1,394						
	合計		2,156	2,125	2,061	1,991	1,991	2,990	2,990	2,990	2,951	2,951	2,951
3号認定【0～2歳】	0歳		205	191				95					
	1・2歳		437	481				334					
小計			642	672				429					
2号認定【3～5歳】	保育園 認定こども園 小規模保育事業等		639	660				570					
	合計		1,281	1,332				999					
1号認定【3～5歳】	幼稚園 認定こども園 現行どおりの幼稚園 (私学助成)												
	合計		2,182	2,091				2,990	2,990	2,990	2,951	2,951	2,951
3号認定【0～2歳】	0歳		149.2%					98.3%					
	1・2歳		93.8%					98.7%					
小計			104.3%					98.6%					
2号認定【3～5歳】	保育園 認定こども園		90.7%					100.0%					
	合計		97.3%					99.3%					
1号認定【3～5歳】	幼稚園 認定こども園 現行どおりの幼稚園 (私学助成)												
	合計		97.0%					100.0%					
小計			97.0%					100.0%					

※平成26年度の実績値については、平成27年3月末現在
 ※平成27年度の実績値については、平成27年11月末現在

(2) 平成27年度の取組内容

【27年度拡充内容】
 平成27年4月より次の施設の開設など定員211名を拡充した。
 ①保育園新設：グローバルキッズ鎌ヶ谷園 (定員90名)
 ②小規模保育事業新設：みちるkids園 (定員19名)
 初富スマイルキッズ (定員19名)
 ちびっこランド新鎌ヶ谷駅前園 (定員19名)
 ③保育園の定員見直し：72名増 (公立4園 私立2園 合計6園)
 ④その他：あっとほーむママ・なしのこ園の廃止に伴い8名減員

(3) 今後の取組内容

【28年度拡充予定】
 平成28年4月より次の施設の開設など定員109名を拡充予定
 ①保育園新設：仮称「たかし保育園」定員90名予定
 (0歳6名、1・2歳30名、3～5歳54名)
 ②小規模保育事業新設：仮称「くるみ園」定員19名予定
 (0歳3名、1・2歳16名)
 【29年度拡充予定】
 平成29年4月以降に次の施設の開設など定員109名を拡充予定
 ①保育園新設：定員90名予定 ※29年9月開設予定
 (0歳9名、1・2歳30名、3～5歳51名 予定)
 ②小規模保育事業新設：定員19名予定 ※29年4月開設予定
 (0～2歳19名程度)

【29年度の拡充に向けた取組内容】

①定員90名 (0歳9名、1・2歳30名、3～5歳51名 予定) の保育園を平成29年9月開設に向けて整備するため、現在公募中

平成 27 年度 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

	担当課	こども支援課
1 事業名	①利用者支援に関する事業（利用者支援事業）	
	計画該当ページ P 40、41	

2 事業概要	子ども及びその保護者又は妊娠している方が、教育・保育施設（保育園、幼稚園、認定こども園など）や地域子ども子育て支援事業等を円滑に利用することができるよう支援を行うとともに、子育て支援などの関係機関との連携、協働の体制づくり、地域の子育て支援の育成（地域連携）を行う事業です。
--------	---

3 年次計画（計画値、実績値）							
区分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画値	設置箇所数 (A)		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実績値	設置箇所数 (B)	0か所	1か所				
達成率 (B) / (A)			100.0%				

4 27年度の取組内容
○提供体制の推進策
(1) 平成27年10月に拠点施設をこども支援課内に1か所整備した。 開設日：週2回（火・木曜日）
(2) 各児童センターに子育て支援コーディネーターを派遣し、臨時業務を5回実施した。
○質（サービス）の向上策
(1) 子育て支援コーディネーターを2名配置し、人材の育成を図るため、利用者支援事業に必要となる各種研修に参加（延べ14回参加）した。
(2) 子育てネットワークの構築を図るため、子育て支援センターと定期的に打ち合わせを実施した。
(3) 児童センターの臨時業務の中で、子育て家庭の意見及び要望を把握した。
(4) 子育て支援コーディネーター専用のサイトを開設し、子育て情報を発信した。
○課題
(1) 事業の更なる周知を図る必要がある。
(2) 子育てサークルの育成を図る必要がある。
(3) 幼稚園、保育園、民間事業所などを含めたネットワークを構築する必要がある。

5 今後の取組内容
(1) 事業のさらなる周知を図るため、専用サイトによる情報発信や民間事業所と協力したうえで実施する。
(2) 子育てサークルの育成を図るため、サークル育成講座などを開催する。
(3) 行政だけでなく、子育てサークル、民間事業所を含めたネットワークを構築していく。

平成27年度 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

		担当課	幼児保育課
1 事業名	②延長保育事業	計画該当ページ P42、43	

2 事業概要	<p>保護者の多様な就業形態等に対応するため、保育園における通常の開所時間（11時間）を延長して必要な保育を行う事業です。</p> <p>新制度では、保育園の利用について11時間利用を基本とする「保育標準時間」と8時間利用を基本とする「保育短時間」が設定され、それぞれ延長保育時間が異なることとなります。</p>
--------	--

3 年次計画（計画値、実績値）		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画値	利用見込人数(A)	/	889人	903人	908人	908人	908人
	受入可能人数(B)		1,369人	1,390人	1,398人	1,398人	1,398人
	(B) - (A)		480人	487人	490人	490人	490人
	参考：施設数		16か所	18か所	20か所	20か所	20か所
実績値	利用実績人数(C)	893人	1,014人	/			
	受入可能人数(D)	999人	1,210人	/			
	(C) - (D)	106人	196人	/			
	参考：施設数	12か所	15か所	/			
利用人数 実績(C) - 見込(A)		/	125人	/	/	/	/
達成率 (D) / (B)		/	88.4%	/	/	/	/

※平成27年度利用実績人数は、平成27年度11月末現在の数値

4 27年度の取組内容
○提供体制の推進策
<p>次の施設の開設など受入可能人数の拡充を図った。</p> <p>①保育園新設：90名増 グローバルキッズ鎌ヶ谷園 (定員90名)</p> <p>②小規模保育事業新設：57名増 みちるkids園 (定員19名)</p> <p>初富スマイルキッズ (定員19名)</p> <p>ちびっこランド新鎌ヶ谷駅前園 (定員19名)</p> <p>③保育園定員見直し：72人増</p> <p>④その他：8人減 あっとほーむママ・なしのこ園の廃止に伴う減 (定員8名)</p>
○質（サービス）の向上策
<p>保育士等の確保及び資質向上については、未実施。</p> <p>その他の取組としては、小規模保育事業2施設において19時以降の延長保育を実施した。</p>
○課題
<p>(1) 保育士等の確保と資質向上を図る必要がある。</p> <p>(2) 19時以降の延長保育の拡充について取り組んでいく必要がある。</p>

5 今後の取組内容
<p>(1) 保育士の確保等及び資質向上については、課題を整理しながら研修等の実施について検討していく。</p> <p>(2) 新設園において延長保育事業を促進し、実施施設数の拡充を図っていく。</p>

平成27年度 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

	担当課	こども支援課
1 事業名	③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
	計画該当ページ P44、45	

2 事業概要	共働き家庭など、小学生の児童に対して、学校の余裕教室、専用施設などにおいて、放課後や夏休み期間に適切な遊びを教えながら、生活の場を与えることにより、その健全育成を図る事業です。
--------	--

3 年次計画（計画値、実績値）							
区分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画値	低学年（利用見込人数）	/	483人	486人	494人	493人	490人
	高学年（利用見込人数）		45人	46人	47人	46人	46人
	利用見込人数合計(A)		528人	532人	541人	539人	536人
	受入可能人数(B)		668人	668人	668人	698人	698人
	(B) - (A)		140人	136人	127人	159人	162人
実績値	低学年（利用実績人数）	452人	518人	/			
	高学年（利用実績人数）	50人	70人				
	利用実績人数合計(C)	502人	588人				
	受入可能人数(D)	518人	616人				
	(D) - (C)	16人	28人				
利用人数 実績(C) - 見込(A)		60人					
達成率 (D) / (B)		92.2%					
※実績値は各年度5月1日現在の数値							

4 27年度の取組内容
○提供体制の推進策
(1) 平成27年4月より次の学校の教室を有効的に活用し、拡充を図った。 ①南部小課後児童クラブ室 1教室→2教室へ拡充（定員38名→76名、58名増） ②道野辺小課後児童クラブ室 1教室→2教室へ拡充（定員40名→80名、40名増） (2) 鎌ヶ谷小学校放課後児童クラブ（本校）の専用施設について、28年度に整備することに伴い設計委託を実施している。
○質（サービス）の向上策
(1) 必要な放課後児童支援員及び補助員を確保し運営を実施している。 (2) 老朽化等により備品などを更新。 (3) 父母会、地域、学校などで構成される連絡協議会の設置については未実施 (4) サッカー教室、音楽教室、ジャグリング教室を各クラブ各1回実施した。 （今後も3月末までに数回実施予定）
○課題
(1) 利用人数の増加及び施設の老朽化に伴い施設整備や改修を実施する必要がある。 (2) 連絡協議会の設置に向けて検討していく必要がある。 (3) 安定的な運営を行うため、放課後児童支援員の人員確保に努める必要がある。

5 今後の取組内容
(1) 鎌ヶ谷小クラブの新設整備を行う（平成29年1月開設予定） (2) 中部小クラブの建替に向けた設計委託の実施（平成30年度工事予定） 初富小クラブ室の改修に向けた設計委託の実施（平成30年度工事予定） (3) 引き続き体験教室の実施をするほか、連絡協議会の設置に向け検討していく。

平成27年度 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

		担当課	こども支援課 こども総合相談室
1 事業名	④子育て短期支援事業	計画該当ページ P46、47	

2 事業概要	保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上の理由又は仕事などの理由により、一時的に児童養育が困難となった場合、児童養護施設などで養育・保護を行う事業です。
--------	--

3 年次計画（計画値、実績値）							
区分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画値	利用見込人数(A) (延べ件数)	/	129件	149件	169件	189件	209件
	参考：実施施設数		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	参考：登録世帯数		16世帯	18世帯	20世帯	20世帯	20世帯
実績値	利用実績人数(B) (延べ件数)	118件	45件	/			
	参考：実施施設数	2か所	2か所				
	参考：登録世帯数	48世帯	25世帯				
利用人数 実績(B)-見込(A)		/	△ 84件	/			
達成率 (B)/(A)		/	34.9%				
※平成27年度実績値は、平成27年度11月末現在の数値							

4 27年度 of 取組内容
○提供体制の推進策
26年度に引き続き次の2施設と契約して実施する。 ①児童養護施設晴香園（松戸市） ②乳児院ほうゆうベビーホーム（八千代市）
○質（サービス）の向上策
(1) 各施設のパンフレットを活用するとともに、市広報、市ホームページのかまっこ応援団へ事業について掲載し、広報啓発活動を行った。 (2) 施設までの送迎が困難との相談に対して、民間で実施している子育てタクシーについて説明した。
○課題
子育てタクシーの活用を含め、事業の更なる周知を図る必要がある。

5 今後の取組内容
事業の周知を図るため、リーフレット等を作成して、窓口に設置するとともに、利用対象者が多いひとり親世帯への周知を図るため、児童扶養手当の現況届の案内などに同封する。

平成27年度 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

		担当課	健康増進課
1 事業名	⑤乳児家庭全戸訪問事業	計画該当ページ P48、49	

2 事業概要	子育ての孤立化を防ぐために、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健推進員、保健師、助産師が訪問し、様々な不安や悩みを聞いたうえで、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、適切なサービス提供に結び付ける事業です。
--------	--

3 年次計画（計画値、実績値）							
	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画値	訪問実人数 (A)	/	775人	757人	747人	738人	727人
	訪問率 (B)		90%	90%	90%	90%	90%
実績値	訪問実人数 (C)	872件	450人	/			
	訪問率 (D)	90%	91%				
実人数計画 (C)-実績 (A)		△ 325人		/			
達成率 (D) / (B)		100.8%					
※平成27年度実績値は、平成27年度11月末現在の数値							

4 27年度 of 取組内容
○提供体制の推進策
<p>次の提供体制で事業を実施している。</p> <p>(1) 実施体制：保健推進員30名、正規職員(保健師)、非常勤職員(助産師)</p> <p>(2) 実施機関：市直営方式</p>
○質（サービス）の向上策
<p>(1) 保健推進員の質の向上のため、訪問に関する研修会などを8回実施し、事業の目的や意義について確認した。</p> <p>(2) 活動意欲が高まるよう、研修会では必ずグループワークや担当保健師と情報交換や話し合いの時間を設けた。また、子育て支援を行う主任児童委員との交流会を行い、自分たちの役割の確認や訪問の意義について確認した。</p> <p>(3) 未訪問者に対しては保健師等が繰り返し訪問するなどの対策を講じたが、未訪問対策マニュアルについては、現在策定中である。</p>
○課題
<p>(1) 保健推進員が活動の意義を理解し、不安なく活動ができるよう、研修会の内容を充実させる。</p> <p>(2) 対象者に対する事業の周知徹底を図る。</p> <p>(3) 未訪問対策マニュアルを早期に作成する。</p>

5 今後の取組内容
<p>(1) 全戸訪問を行う保健推進員等の質の向上を図るため、外部研修への参加を促したり、外部講師による研修を行う。</p> <p>(2) 妊娠時・出生時等で、事業の周知徹底を図る。</p> <p>(3) 未訪問対策マニュアルについて、保健推進員と連携して作成する。</p>

平成27年度 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

	担当課	こども支援課 こども総合相談室
1 事業名	⑥養育支援訪問事業、要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業	計画該当ページ P50、51

2 事業概要	子育てに不慣れで不安を持ちながら子育てをしている家庭など、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行うとともに、養育に関する相談指導を行う事業です。
--------	---

3 年次計画（計画値、実績値）							
区分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画値	訪問実人数 (A)		40人	40人	40人	40人	40人
実績値	訪問実人数 (B)	23人	37人				
達成率 (B) / (A)			92.5%				
※平成27年度実績値は、平成27年度11月末現在の数値							

4 27年度の実施内容
○提供体制の推進策
次の提供体制で事業を実施している。 (1) 実施体制：養育支援訪問員（非常勤職員） (2) 実施機関：市直営方式
○質（サービス）の向上策
未熟児・多胎児などの家庭に関しては、すべての家庭を支援対象とした。
○課題
支援対象家庭の把握のため、関係機関との連携が必要である。

5 今後の実施内容
養育支援が必要な家庭を早期に発見するため、関係機関に対して本事業についての説明会などを行う。

平成27年度 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

担当課

こども支援課・幼児保育課

1 事業名	⑦地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）	計画該当ページ
		P 5 2、5 3

2 事業概要	<p>地域において子育て親子（おおむね3歳未満の児童）の交流等を進めるため、子育て支援の拠点施設を設置し、子育て親子同士の交流促進、子育て相談を行うとともに、子育て関連情報の提供を図ることにより、子育て家庭の孤立化の防止や子どもたちの健やかな育ちを促進する事業です。</p>
--------	---

3 年次計画（計画値、実績値）		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画値	利用見込人数 (A)	/	20,448人	21,036人	21,300人	21,624人	21,924人
	実施施設数 (B)		7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
実績値	利用実績人数 (C)	22,154人	24,071人	/			
	実施施設数 (D)	7か所	7か所				
利用人数	実績 (C) - 見込 (A)	/	3,623人	/			
達成率	(D) / (B)		100.0%				

※平成27年度実績値は、平成27年度11月末現在の数値

4 27年度 of 取組内容
○提供体制の推進策
<p>(1) 26年度に引き続き7か所で事業を実施</p> <p>(2) 児童センターの未設置である東部地区においては、つどいの広場の類似事業である子育てサロンを開催した。</p> <p>①二中サロン35回開催（1月末現在） ②鎌コミサロン4回開催（1月末現在）</p>
○質（サービス）の向上策
<p>(1) 平成26年度末に実施したアンケート調査を踏まえ、利用者の求める親子遊びや母親向けのリフレッシュ講座などを実施した。</p> <p>(2) 職員の質の向上を図るため、子育てアドバイザーを対象とした全体研修会を実施した。</p> <p>(3) 各児童センターにおいて地区別会議を開催し保健師、主任児童委員、地区社協との連携を図った</p> <p>(4) 各児童センター1回運営委員会を開催し積極的な連携を図った。</p>
○課題
<p>(1) 今後も利用者のニーズに添った事業展開を実施する必要がある。</p> <p>(2) アドバイザーの更なる質の向上を図る必要がある。</p>

5 今後の取組内容
<p>(1) 平成26年度末に実施した利用者アンケート調査を踏まえ、利用者に寄り添った事業を実施する。</p> <p>(2) アドバイザーの質の向上を図るため、積極的に研修へ参加するとともに、他市の実施状況を検証する。</p>

平成27年度 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

担当課

幼児保育課

1 事業名	⑧-1 一時預かり事業（保育園等によるもの）	計画該当ページ
		P54、55

2 事業概要	保育園を定期的に利用していない家庭において、仕事や急病・家族の介護などのために、家庭での育児が困難になったときに、一時的に児童を保育する事業です。
--------	---

3 年次計画（計画値、実績値）							
区分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画値	利用見込人数(A)	/	11,936人	13,642人	13,642人	15,347人	15,347人
	受入可能人数(B)		20,580人	23,520人	23,520人	26,460人	26,460人
	(B) - (A)		8,644人	9,878人	9,878人	11,113人	11,113人
	参考：実施施設数		7か所	8か所	8か所	9か所	9か所
実績値	利用実績人数(C)	8,979人	5,907人	/			
	受入可能人数(D)	17,640人	20,580人				
	(D) - (C)	8,661人	14,673人				
	参考：実施施設数	6か所	7か所				
利用人数 実績(C) - 見込(A)		/		△ 6,029人			
達成率 (D) / (B)		/		100.0%			
※平成27年度実績値は、平成27年度11月末現在の数値							

4 27年度 of 取組内容
○提供体制の推進策
ふじのこ保育園による事業実施に伴い、受入可能人数の拡充を図った。
○質（サービス）の向上策
新設保育園（グローバルキッズ鎌ヶ谷）による一時預かり事業については、現在のところ未実施。
○課題
(1) 一時預かり事業の保育時間の延長について、保育士の確保等解決しなければならない課題を勘案しながら、取り組んでいく必要がある。

8 今後の取組内容
(1) 平成28年度以降も、実施施設数の拡充について検証する。
(2) 利用者の利便性の向上を図るため一時預かりの保育時間の延長等は、上記課題を整理しながら進める。

平成27年度 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

		担当課	幼児保育課
1 事業名	⑧-2 一時預かり事業（幼稚園によるもの）	計画該当ページ P55、56	

2 事業概要	幼稚園を利用している家庭において、通常の教育時間の前後や長期休業中などに、保護者の要請等に応じて、希望する者を対象に預かり保育をする事業です。
--------	---

3 年次計画（計画値、実績値）							
区分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画値	利用見込人数(A)	/	65,451人	64,636人	62,550人	61,580人	60,452人
	受入可能人数(B)		65,451人	64,636人	62,550人	61,580人	60,452人
	(B) - (A)		0人	0人	0人	0人	0人
実績値	利用実績人数(C)	43,872人	23,924人	/			
	受入可能人数(D)	65,451人	65,451人				
	(C) - (D)	21,579人	41,527人				
利用人数 実績(C) - 見込(A)		/	36.6%		/		
達成率 (D) / (B)			100.0%				

※平成27年度実績値は、平成27年度11月末現在の数値

4 27年度 of 取組内容
○提供体制の推進策
市内幼稚園による預かり保育の実施に係る経費について助成を継続した。
○質（サービス）の向上策
市内幼稚園8園で預かり保育を実施しており、安定的な預かり保育実施の確保を図るため、市内幼稚園に対して支援する。
○課題
幼稚園を利用する保護者の多様なニーズに対応するため、今後の安定的な預かり保育の実施を確保する必要がある。

8 今後の取組内容
引き続き市内幼稚園に支援を行い、安定的な預かり保育実施の確保を図る。

平成27年度 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

		担当課	幼児保育課
1 事業名	⑨病児保育事業（病児・病後児）	計画該当ページ	
		P 5 8、5 9	

2 事業概要	病氣中（病児）・病氣回復期（病後児）にあり、集団保育が困難な児童について、病院等で一時的に保育を提供する事業です。
--------	---

3 年次計画（計画値、実績値）							
区分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画値	利用見込人数(A)	/	1,176人	1,176人	1,176人	1,176人	1,176人
	受入可能人数(B)		1,176人	1,176人	1,176人	1,176人	1,176人
	(B) - (A)		0人	0人	0人	0人	0人
	参考：実施施設数		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実績値	利用実績人数(C)	20人	30人	/			
	受入可能人数(D)	1,176人	1,176人				
	(B) - (A)	1,156人	1,146人				
	参考：実施施設数	1か所	1か所				
利用人数 実績(C) - 見込(A)		△ 1,146人					
達成率 (D) / (B)		100.0%					
※平成27年度実績値は、平成27年度11月末現在の数値							

4 27年度 of 取組内容
○提供体制の推進策
病後児保育については、引き続き鎌ヶ谷総合病院と契約し実施する。 病児保育については、関係機関と事業実施に向けた協議を行った。
○質（サービス）の向上策
病後児保育については、市ホームページや広報かまがやを通じた広報や窓口での案内を行った。
○課題
よりニーズの高い病児保育の実施が喫緊の課題である。

5 今後の取組内容
病児保育の実施に向けて関係機関と協議を行い、平成28年度中の事業実施を目指す予定である。

平成27年度 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

	担当課	こども支援課 こども総合相談室
1 事業名	⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	計画該当ページ P60、61

2 事業概要	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との連絡・調整を市のアドバイザーが行う事業です。
--------	---

3 年次計画（計画値、実績値）							
区分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画値	利用見込件数(A)	/	1,800件	1,900件	2,000件	2,100件	2,200件
	参考：提供会員数		160人	170人	180人	190人	200人
実績値	利用実績件数(B)	1,718件	1,306件	/			
	参考：提供会員数	179人	158人	/			
達成率 (B) / (A)		/	72.6%	/			
※平成27年度実績値は、平成27年度11月末現在の数値							

4 27年度の実施内容
○提供体制の推進策
(1) 平成27年4月より利用対象年齢の上限について、中学3年生まで引き上げを行った。
(2) 有資格者（保育士、看護師等）の提供会員を確保するため、要件を緩和した有資格者向けの研修を行った。
○質（サービス）の向上策
(1) 新規提供会員研修を2時間から4時間に拡大した。また、ステップアップ研修を7.5時間から11時間に拡大し、研修の総時間数を増加を図った。
(2) 平成27年4月からひとり親世帯への利用料の助成を実施した。
○課題
(1) 有資格者の提供会員を増やすことが必要である。
(2) 研修の内容を更に充実させる必要がある。

8 今後の実施内容
(1) 市内保育所、福祉施設等関係機関に出向き、事業についての広報活動を行う。
(2) 活動内容や研修内容について全会員を対象としたアンケートを実施する。

平成27年度 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

		担当課	健康増進課
1 事業名	①妊婦健康診査事業		計画該当ページ P 6 2、6 3

2 事業概要	妊娠中の健康管理の充実と異常の早期発見及び経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てられるよう、妊婦健康診査に必要な経費を公費で助成する事業です。
--------	--

3 年次計画（計画値、実績値）							
区分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画値	0歳児の推計(A)		853人	841人	834人	821人	808人
	延べ検査見込受診件数(B)		9,935件	9,795件	9,714件	9,563件	9,411件
実績値	0歳児の実数(C)	858人	588人				
	延べ検査受診件数(D)	10,760件	6,594件				
0歳児人数 実績(C) - (A)			△ 265人				
達成率 (D) / (B)			66.4%				

※平成27年度実績値は、平成27年度11月末現在の数値

4 27年度の取組内容
○提供体制の推進策
次の提供体制で事業を実施している。 (1) 実施場所：全国医療機関 (2) 実施時期：通年実施 (3) 実施体制：医療機関による委託契約・償還払い (4) 検査項目：国が定める基本的な妊婦健診診査項目（14回分）
○質（サービス）の向上策
(1) 広報やホームページ、医療機関窓口等で妊娠早期に母子健康手帳の交付を受けるよう周知を行い、交付時には妊婦健診助成券の利用の仕方について、また県外での受診時の手続きについて、きめ細やかな説明を行った。 (2) 安心して妊娠出産できるよう、今後の情報発信の方法を検討するため、新生児訪問時に産婦対象にアンケートを実施した。
○課題
(1) 妊婦健診助成券の利用の仕方について、引き続き周知を行う。 (2) 安心して妊娠出産できるよう、情報発信の仕方等を引き続き検討する。

5 今後の取組内容
(1) 妊娠早期に母子健康手帳の交付を受けるよう周知を行い、交付時には妊婦健診助成券の利用の仕方について等、必ず説明を行う。 (2) 新生児訪問時に産婦対象に実施したアンケートをもとに、情報発信の仕方等を検討する。

平成27年度 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

		担当課	幼児保育課
1 事業名	⑫実費徴収に係る補足給付	計画該当ページ P 6 4	

2 事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定保育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
--------	--

3 年次計画（計画値、実績値）							
区分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
計画値	利用対象者(A)			15人	15人	15人	15人
実績値	利用対象者(B)						
達成率 (B) / (A)							

4 27年度 of 取組内容
○提供体制の推進策
28年度の事業開始に向け、課題等を整理するなど検討し、制度の構築を行った。
○質（サービス）の向上策
28年度の事業開始に向け、課題等を整理するなど検討し、制度の構築を行った。
○課題
事業の実施を踏まえ、質（サービス）の向上策について、検討する必要がある。

5 今後の取組内容
対象者に制度を周知するとともに、円滑な事業実施に取り組む。

鎌ヶ谷市子育て支援PR事業の概要

《全体概要・目的》

本市では、子育て世代の方に鎌ヶ谷市にずっと住み続けたいと思われる「子育てにやさしい街づくり」を展開するため、様々な子育て支援事業に関する情報を積極的に周知することを目的に、次の3つのPR事業を実施しています。

なお、必要な経費は、国の地域活性化地域住民生活等緊急交付金、民間事業所及び医療機関等の広告料を活用しています。

- (1) 子育て応援「キャッチフレーズ」及び「ロゴマーク」の策定
- (2) かまがや子育てガイドブックの作成
- (3) 子育て支援情報アプリケーション（予防接種管理アプリ）の作成

(1) 子育て応援「キャッチフレーズ」及び「ロゴマーク」の策定

子育て応援キャッチフレーズ

『 はぐくむころろ あふれるえがお 』



家庭、行政、学校、地域、事業者など社会全体で、子どもたちを育ていき、子どもたちの笑顔が市内のあちこちで、あふれていることをイメージしています。

『子育て応援ロゴマーク』



王冠を被った子どもをイメージした、遊び心あふれる鎌ヶ谷市の子育て応援ロゴマークです。

王冠の「KMGY」は「KAMAGAYA」の頭文字です。ロゴマークの中には、親しみや優しさを表現した字体でキャッチフレーズも表記しています。

このロゴマークは、かまがや子育てガイドブックの表紙や子育て支援情報提供アプリのTOPページに使用するとともに、今後も子育て支援に関する様々な場面で展開します。

(2) かまがや子育てガイドブックの作成

①概要

本市の子育て関連サービスをよりわかりやすく紹介するため、「かまがや子育てガイドブック」をリニューアルします。

なお、作成にあたっては、地域貢献事業を展開する『株式会社ゼンリン』との官民協働方式で行い、作成経費は、子育て家庭と関連性の高い医療機関、私立幼稚園、保育園、民間事業所の広告収入で作成しています。

②掲載内容等



【掲載内容】

- ①おすすめ・遊び情報 ②妊娠出産情報 ③医療機関
- ④幼稚園・保育園情報 ⑤エリアマップ など

【サイズ・ページ】 A5版フルカラー・72頁

【作成部数】 7,000部(紙及びデジタルデータ)

【配布方法等】

- ① 就学前児童世帯へ一斉配布
- ② 出生、転入者へ随時配布

【配布時期】 平成28年3月末予定



(3) 子育て支援情報提供アプリケーション（予防接種管理アプリ）の作成

①概要

子育て家庭へ様々な子育てに関する情報を積極的に発信するため、「かまがや子育て支援情報提供アプリ（予防接種管理アプリ）」を作成します。

本アプリは、子育て応援サイト「かまっこ応援団」の閲覧が可能となるほか、多種多様で、接種回数の多い予防接種の管理機能を有しており、計画的な予防接種の実施を推進します。

②主な機能



【予防接種のスケジュール管理】

推奨する予防接種の予定日をプッシュ通知でお知らせ

【予防接種実施医療機関の検索】

- ① 予防接種実施医療機関を地図上で検索可能
- ② 上記医療機関の情報（電話・診療科目）を入手

【「子育て応援サイト」の閲覧】

- ① 子育て応援サイト「かまっこ応援団」の閲覧
- ② 子育て応援サイトに新着情報をアップした際に、重要な情報をプッシュ通知でお知らせ

【アプリ配信時期】 平成28年3月末予定



児童センター等設備環境改善事業について

1 目的

国の地域活性化・地域住民等緊急支援交付金を活用し、各児童センターにおいて、地域の子育て支援の充実を図るため、遊具や備品を整備するとともに、各種イベントを実施した。

2 概要（主な事業内容）

【中央児童センター】

- (1) 鎌ヶ谷第2区連合自治会において絵本読み聞かせを実施
- (2) 老朽化した遊具を更新するほか、新たな遊具を設置（2月末完了予定）
- (3) 大型絵本、おむつ交換台、冷水機などを購入

【南児童センター】

- (1) イベント（マジックショー1回）を実施
- (2) 絵本、おむつ交換台、玩具などを購入

【くぬぎ山児童センター】

- (1) イベント（マジックショー1回）を実施
- (2) 巧技台セット（遊具）などを購入

【北中沢児童センター】

- (1) イベント（うたのお兄さん1回、読み聞かせ2回、パントマイム1回）を実施
- (2) 絵本、おむつ交換台、ベビーチェアなどを購入

【粟野コミュニティセンター】

- (1) 大型木製の遊具を設置

《粟野コミセン大型木製遊具》



《南児童センターマジックショー》



保育園 地域子育て支援拡充事業について

1 目的

国の地域活性化・地域住民等緊急支援交付金を活用し、保育園で実施している子育て支援事業の充実及び設備環境の改善を図るため、遊具や備品を整備するとともに、各種イベントを実施した。

2 概要（主な事業内容）

【イベントの実施】（公立保育園 4 園で実施）

- (1) 人形劇 各保育園 2 回実施
- (2) あかちゃんとお母さんの体操 各保育園 2 回実施
- (3) 3B親子体操 各保育園各 1 回実施
- (4) 親子ふれあい遊び・体操 各保育園 1 回実施
- (5) 移動動物園 各保育園 1 回実施

【遊具設置】

- (1) 道野辺保育園 アスレチック遊具設置
- (2) 南初富保育園 すべり台設置

【備品等】

- (1) 空気清浄器、本棚、三輪車など各保育園で購入

《移動動物園》



《人形劇》

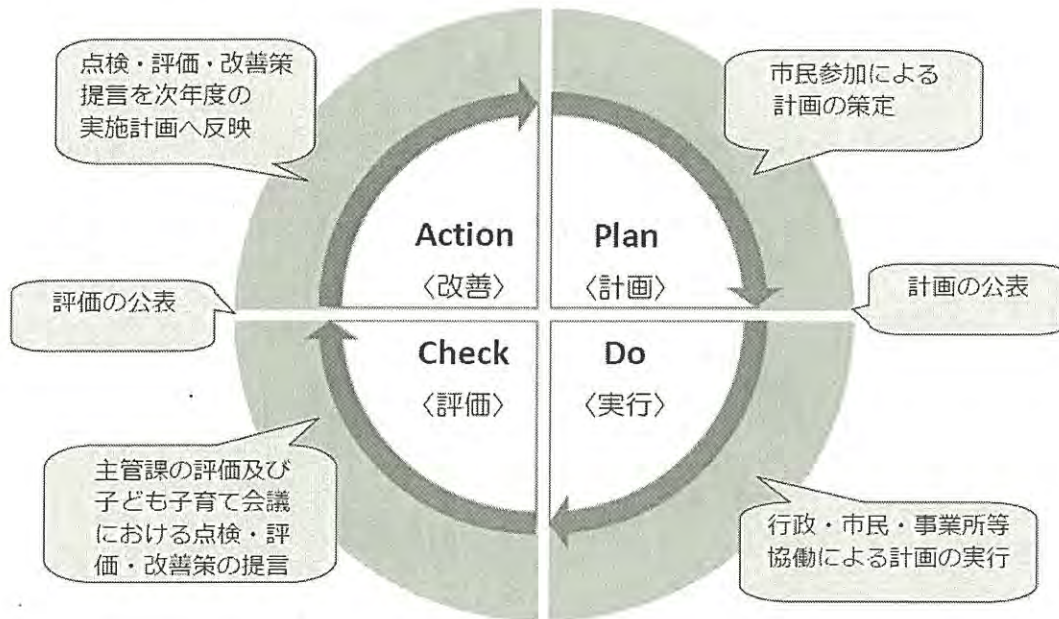


子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の点検・評価について

1 計画の進捗状況の点検・評価

(1) PDCAサイクルに基づく点検・評価

子ども・子育て支援事業計画については、毎年度、進捗状況の評価するとともに、成果や課題を明らかにして施策の改善を図ります。



(2) 子ども・子育て会議での調査審議

子ども・子育て会議において、施策の点検・評価について協議・調査審議を行い、計画の円滑な推進に努めていきます。

《参考》

○鎌ヶ谷市子ども・子育て支援事業計画 第6章より（抜粋）

計画を着実に推進するため、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことを前提としたうえで、設定した目標や計画内容について策定後も適切に評価し（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、管理・評価を一連のつながりの中で実施します。

そのためには、年度ごとに進捗状況を把握した上で、鎌ヶ谷市子ども・子育て会議において施策の点検・評価について協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

○子ども・子育て支援法（抜粋）

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

4 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 点検・評価のスケジュール

(1) 計画期間のPDCAスケジュール

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
(PLAN) 計画策定	(DO) 計画の推進	(CHECK) 点検・評価 (ACTION) 改善	(PLAN) 計画見直し		
		(DO) 計画の推進	(CHECK) 点検・評価 (ACTION) 改善		
			DO 計画の推進	(CHECK) 点検・評価 (ACTION) 改善	
				(DO) 計画の推進	(CHECK) 点検・評価 (ACTION) 改善
					(DO) 計画の推進

※平成29年度の計画の見直しについて

計画を進めていく上で、需要など直近の実績数値から見直す必要がある場合は、中間年度である平成29年度を目安に、子ども・子育て会議で審議の上、数値を見直します。

(2) 子ども・子育て会議の開催時期

毎年度6月末までに前年度の進捗状況の点検・評価を行い、8～9月の子ども・子育て会議において、協議・調査審議します。

児童福祉法抜粋（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号）

第三十四条の十五 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

3 略

4 市町村長は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5 市町村長は、第三項に基づく審査の結果、その申請が次条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第三項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第二項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）における特定地域型保育事業所（同法第二十九条第三項第一号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第四十三条第一項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）が、同法第六十一条第一項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数（同法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第二項の認可をしないことができる。

6及び7 略

鎌ヶ谷市条例第16号

鎌ヶ谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第22条）
- 第2章 家庭的保育事業（第23条－第27条）
- 第3章 小規模保育事業
 - 第1節 通則（第28条）
 - 第2節 小規模保育事業A型（第29条－第31条）
 - 第3節 小規模保育事業B型（第32条・第33条）
 - 第4節 小規模保育事業C型（第34条－第37条）
- 第4章 居宅訪問型保育事業（第38条－第42条）
- 第5章 事業所内保育事業（第43条－第49条）
- 第6章 雑則（第50条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の例による。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下「利用乳幼児」という。）が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、鎌ヶ谷市子ども・子育て会議条例（平成25年鎌ヶ谷市条例第29号）第1条に規定する鎌ヶ谷市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 本市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(最低基準と家庭的保育事業者等)

第5条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第6条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）を行う場所を除く。次項、次条第2号、第15条第2項及び第3項、第16条第1項並びに第17条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(保育所等との連携)

第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。）を、当該保育の提供の終

了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(家庭的保育事業者等の非常災害対策)

第8条 家庭的保育事業者等は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第9条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねさせることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定の例により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

- 4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第16条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第17条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
 - (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等に属する栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
 - (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
 - (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
 - (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。
- (1) 連携施設

(2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第18条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(運営規程)

第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 提供する保育の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員

(7) 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第20条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第21条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第22条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る本市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第23条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

(1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。

(2) 前号に掲げる専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。

(3) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。

(4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。

(5) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。

(6) 前号に掲げる庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。

(7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施すること。

(職員)

第24条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1) 調理業務の全部を委託する場合

(2) 第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 家庭的保育者は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。以下同じ。）とともに保育する場合には、5人以下とする。

（保育時間）

第25条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

（保育の内容）

第26条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第27条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

（小規模保育事業の区分）

第28条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第2節 小規模保育事業A型

（設備の基準）

第29条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

（1） 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

（2） 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

（3） 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

（4） 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第34条第1項第4号及び第5号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。

（5） 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

（6） 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

（7） 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に定めるものとする。 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路

		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
--	--	----------------------------------

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるよう設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

（職員）

第30条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

（1） 乳児 おおむね3人につき1人

（2） 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

（3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

（4） 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第31条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業に」とあるのは「小規模保育事業に」と、「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第31条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」と、「家庭的保育事業の」とあるのは「小規模保育事業の」と、第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」と読み替えるものとする。

第3節 小規模保育事業B型

（職員）

第32条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

（1） 乳児 おおむね3人につき1人

（2） 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

（3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

（4） 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第33条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業に」とあるのは「小規模保育事業に」と、「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第33条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、「家庭的保育事業の」とあるのは「小規模保育事業の」と、第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第29条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模保育事業B型」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と読み替えるものとする。

第4節 小規模保育事業C型

（設備の基準）

第34条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 保育室等を2階以上に設ける建物は、第29条第7号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第35条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(利用定員)

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(準用)

第37条 第25条から第27条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業に」とあるのは「小規模保育事業に」と、「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第37条において準用する次条及び第27条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」と、「家庭的保育事業の」とあるのは「小規模保育事業の」と、第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」と読み替えるものとする。

第4章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第38条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育

(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育

（設備及び備品）

第39条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（職員）

第40条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とする。

（居宅訪問型保育連携施設）

第41条 居宅訪問型保育事業者は、第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。

（準用）

第42条 第25条から第27条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業に」とあるのは「居宅訪問型保育事業に」と、「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、「家庭的保育事業の」とあるのは「居宅訪問型保育事業の」と、第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。

第5章 事業所内保育事業

（利用定員の設定）

第43条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数以上の定員を設けなくてはならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人

3 1人以上40人以下	10人
4 1人以上50人以下	12人
5 1人以上60人以下	15人
6 1人以上	20人

(設備の基準)

第44条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第46条及び第47条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第五号において同じ。）及び便所を設けること。

(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

(4) 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。

(5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(7) 保育室等を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段
		2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又第3項各号に規定する構造の屋内階段
		2 待避上有効なバルコニー

		3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に定めるものとする。 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるよう設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第45条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第46条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第7条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第47条 第25条から第27条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業に」とあるのは「保育所型事業所内保育事業に」と、「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第47条において準用する次条及び第27条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と、「家庭的保育事業の」とあるのは「保育所型事業所内保育事業の」と、第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

(職員)

第48条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は、保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第49条 第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業に」とあるのは「小規模型事業所内保育事業に」と、「家庭的保育事業を行う者（次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、「家庭的保育事業の」とあるのは「小規模型事業所内保育事業の」と、第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条第5号」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(委任)

第50条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（食事の提供に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第16条、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第24条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第29条第1号（調理設備に係る部分に限り、第33条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限り、第33条及び第49条において準用する場合を含む。）、第30条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第32条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第34条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第35条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第44条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第4号（調理室に係る部分に限る。）、第45条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第48条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。

（連携施設に関する経過措置）

3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると本市が認める場合は、第7条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業B型等に関する経過措置）

4 第32条及び第48条の規定の適用については、第24条第2項に規定する家庭的保育者又同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第32条第1項及び第48条第1項に規定する保育従事者とみなす。

（利用定員に関する経過措置）

5 小規模保育事業C型にあつては、第36条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

子ども・子育て支援法（抜粋）（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 省略

（特定地域型保育事業者の確認）

第四十三条 第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあつては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長

が行う。

2 省略

- 3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

4～6 省略

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4～5 省略

鎌ヶ谷市条例第17号

鎌ヶ谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条－第34条）

第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第37条）

第2節 運営に関する基準（第38条－第50条）

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）

第4章 雑則（第53条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び法第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下同じ。）及び特定地域型保育事業（法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の例による。

（一般原則）

第3条 特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）又は特定地域型保育（法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。以下同じ。）の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、

常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するよう努めなければならない。

- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第4条 特定教育・保育施設（認定こども園（法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）及び保育所（法第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(2) 幼稚園（法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）

法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第2節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った法第20条第4項に規定する支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者（法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ。）の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども

に該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により本市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証(法第20条第4項に規定する支給認定証をいう。)によって、支給認定(法第20条第4項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間(法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。以下同じ。)及び保育必要量等を確認するものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教

育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(教育・保育の提供の記録)

第12条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育（法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。以下同じ。）及び特別利用教育（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。以下同じ。）を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領（法第27条第5項（法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）が受領することをいう。以下同じ。）を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者が負担することが適当であると認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項に規定する金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項に規定する金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（施設型給付費等の額に係る通知等）

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する本市への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 提供する特定教育・保育の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに提供を行わない日

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 第4条第2項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

(7) 特定教育・保育施設の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。)

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第22条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することがで

きるよう、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により本市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は本市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設定若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定教育・保育施設は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第31条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 第19条に規定する本市への通知に係る記録
- (4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第3節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分

に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

- 第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。）にあつては、その利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下、小規模保育事業A型（鎌ヶ谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年鎌ヶ谷市条例第16号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（家庭的保育事業等基準条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては、その利用定員の数を6人以上19人以下、小規模保育事業C型（家庭的保育事業等基準条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。）にあつては、その利用定員の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業（児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）にあつては、その利用定員の数を1人とする。
- 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等基準条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体

の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により本市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等基準条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障がい、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の本市の指定する施設を適切に確保しなければならない。

3 事業所内保育事業を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育（法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。以下同じ。）及び特定利用地域型保育（法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。以下同じ。）を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定

する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要があると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用
- (3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者が負担することが適当であると認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)

第45条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 提供する特定地域型保育の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 利用定員

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する選考方法を含む。)

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第44条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画
- (2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 次条において準用する第19条に規定する本市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第50条 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは、「地域型保育給付費（法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。

第3節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合は、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供す

る場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。

第4章 雑則

(委任)

第53条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

- 2 特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が)とあるのは「(当該特定教育・保育施設が)と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」と、同条第2項中「(法第27条第3項第1号に規定する額)とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額)と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、本市の同意を得て」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は、適用しない。
- 3 特定保育所は、本市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

- 4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別

利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

- 5 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。

(利用定員に関する経過措置)

- 6 小規模保育事業C型にあっては、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して5年を経過する日までの間、第37条第1項中「6人以上10人以下」とあるのは、「6人以上15人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

- 7 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると本市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。